

## 審査基準表

禁止場所の区分																														
映画スタジオ、テレビスタジオ																														
指定場所	禁止行為の種類	解除の基準																												
撮影用セットを設ける部分	喫煙	1 演技上必要なものに限ること。 2 喫煙設備を設けること。 3 消火器具を設けること。 4 従業員等による監視体制が講じられていること。																												
	裸火使用（瞬間的な火炎以外の裸火）	1 可燃物から、次に定める安全な距離を確保していること。 (1) 条例第3章において、火災予防上安全な距離が定められている場合には、当該距離以上の距離 (2) (1)以外の場合には、火炎の幅及び長さに応じて、表1に規定する距離以上の距離 表1 <span style="float: right;">単位：cm</span> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th colspan="2" rowspan="2"></th> <th colspan="6">火炎の幅</th> </tr> <tr> <th>40以内</th> <th>50以内</th> <th>60以内</th> <th>70以内</th> <th>80以内</th> <th>100以内</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">火炎の長さ</td> <td>20以内</td> <td colspan="4">100</td> <td colspan="2">150</td> </tr> <tr> <td>20を超え40以内</td> <td>100</td> <td>150</td> <td>200</td> <td>250</td> <td>300</td> <td>350</td> </tr> </tbody> </table> 2 可燃物の転倒、落下等のおそれがないこと。 3 従業員等による監視、消火等の体制が講じられていること。 4 使用者が、裸火使用を容易に停止できる措置が講じられていること。 5 消火器具を設けること。 6 解除される機器及び範囲は、次に掲げるものであること。 (1) 電気を熱源とする火気使用設備器具及び電気を熱源とするその他の機器 (2) 気体燃料を熱源とする火気使用設備器具及び気体燃料を熱源とするその他の機器は、次に掲げるものであること。 ア 消費量は、1個につき58kW以下であり、総消費量は、175kW以下であること。 イ ガス過流出防止装置又はガス漏れ早期発見のための装置が設置されていること（カートリッジ式火気使用設備器具を除く。） ウ 液化ガスは、カートリッジタイプの燃料容器を使用すること。ただし、大空間を有するスタジオでは、この限りでない。 (3) 液体燃料又は固体燃料を熱源とする火気使用設備器具及び液体燃料又は固体燃料を熱源とするその他の機器は、次のいずれにも該当すること。 ア 演技上必要なものに限ること。 イ 危険物は、引火点が40度以上で、かつ、消費量が100ml以内であること。 ウ 危険物は、漏れ、あふれ又は飛散しないよう措置を講じてあること。 エ 火炎を有するものは、スタジオの空間の高さに応じて、火炎の長さが表2			火炎の幅						40以内	50以内	60以内	70以内	80以内	100以内	火炎の長さ	20以内	100				150		20を超え40以内	100	150	200	250	300
		火炎の幅																												
		40以内	50以内	60以内	70以内	80以内	100以内																							
火炎の長さ	20以内	100				150																								
	20を超え40以内	100	150	200	250	300	350																							

に規定する長さ以内の長さであること。

表 2

	スタジオの空間の高さ		
	8.0m 未満	8.0m 以上 10.0m 未満	10.0m 以上
火炎の長さ	20 cm	30 cm	40 cm

オ 燃焼の炎は、安定し、かつ、継続するものであること。

カ 燃焼時に、火の粉が発生しないこと。

(4) 火薬類を消費する場合は、次に掲げるものであること。

ア 飛散した火花は、床面に落下する前に燃え尽きるものであること。

イ 火炎を有するものは、スタジオの空間の高さに応じて、火炎の長さが表 2 に規定する長さ以内の長さであること。

ウ 煙火は、固定して消費すること（拳銃等の形態による消費を除く。）。  
エ 煙火は、飛ばすものでないこと。

オ 火薬類取扱いに関する知識及び技術を有する専従員が取り扱うこと。

カ 火花を噴き出す煙火は、次に掲げるものであること。

(7) 実験により特性を確認したものであること。  
(イ) 煙火は、固定して消費すること。

(ウ) 飛散した火花は、床面に落下する前に燃え尽きるものであること。

(エ) 火花の飛散範囲は、煙火の周囲 2 m 以内であり、かつ、飛散範囲内の煙

火の火花の高さは、スタジオの空間の高さに応じて、表 3（大空間を有するスタジオの場合は表 4）に規定する高さ以内の高さであること。

表 3

	スタジオの空間の高さ		
	8.0m 未満	8.0m 以上 10.0m 未満	10.0m 以上
火花を噴き出す煙火の火花の高さ	2.0m	2.5m	3.0m

表 4

	大空間を有するスタジオの空間の高さ	
	8.0m 以上 10.0m 未満	10.0m 以上
火花を噴き出す煙火の火花の高さ	4.0m	5.0m

(オ) 火花の飛散範囲内及びその範囲から周囲 2 m の床面を防火性能を有する材料（準不燃材料等）で覆うこと。

(カ) 火花の飛散範囲内及びその範囲から上方 4 m 及び周囲 2 m 以内には、可燃物を置かないこと。

(キ) 火花の飛散範囲内に演技者等がないこと。

(ク) 火花の飛散範囲から 6 m 以内に観客がないこと。

(ケ) 消費中の煙火を移動しないこと。

(コ) 煙火消費後、排煙の措置を講ずること。

		<p>(サ) 消火器を増設するほか、必要に応じて屋内消火栓設備等の使用準備をすること。</p> <p>(シ) 火薬類取扱いに関する知識及び技術を有する専従員が取り扱うこと。</p> <p>キ 0.1g を超える火薬類を消費する場合において、同時に消費する数は、10 個以下とすること。</p> <p>(5) その他の裸火</p> <p>ア 固体の衝撃摩擦又は電気による火花を発生するものは、火花の飛散距離が 2m 以内であること。</p> <p>イ 火炎を有するものは、スタジオの空間の高さに応じて、火炎の長さが表 2 に規定する長さ以内の長さであること。</p> <p>ウ 瞬間的に燃焼する場合の炎の大きさは、必要最小限とすること。</p>
	<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">裸火使用 (瞬間的な火炎による裸火)</p>	<p>1 演技上必要なものに限ること。</p> <p>2 可燃物の転倒、落下等のおそれがないこと。</p> <p>3 従業員等による監視、消火等の体制が講じられていること。</p> <p>4 使用者が、裸火使用を容易に停止できる措置が講じられていること。</p> <p>5 消火器具を設けること。</p> <p>6 解除される機器及び範囲は、次に掲げるものであること。</p> <p>(1) 気体燃料を熱源とする瞬間的な火炎を発生する機器及び範囲は、次によること。</p> <p>ア 機器は、安定した火炎を発生できるものであること。</p> <p>イ 気体燃料を熱源とするカートリッジ式の火気使用設備器具に限ること。</p> <p>ウ 気体燃料の逆流を防止する構造又は対策が講じられていること。</p> <p>エ 燃料容器を機器に設置する場合に、気体燃料が漏えいしないこと。</p> <p>オ 気体燃料への点火は、電気点火とすること。</p> <p>カ 気体燃料の放射は、垂直とすること。</p> <p>キ スタジオ床面に固定して使用すること。</p> <p>ク 可燃性のガスの滞留するおそれのない場所で使用すること。</p> <p>ケ 可燃物までの範囲は、次によること。</p> <p>(ア) 火炎の危険範囲内には、可燃物を置かないこと。</p> <p>(イ) 火炎の危険範囲から上方 1 m、側方 1 m、下方 0.2m で囲まれる範囲には、可燃物を置かないこと (J I S A 1323 に適合する工事用シートで防火上有効に覆う等の措置を講じた場合を除く。)</p> <p>コ 火炎の危険範囲内及びその範囲から上方 1 m 及び周囲 1 m 以内には、演技者等がいらないこと。</p> <p>サ 火炎の危険範囲から周囲 6 m 以内には、観客がいらないこと。</p> <p>(2) 液体燃料を熱源とする瞬間的な火炎を発生する機器及び範囲は、次によること。</p> <p>ア 危険物は、引火点が 40 度以上で、かつ、消費量が 100ml 以内であること。</p>

		<p>イ 危険物は、漏れ、あふれ又は飛散しないよう措置を講じてあること。</p> <p>ウ (1)ア、ウ及びオからサまでの規定を準用すること。この場合において、(1)中「気体燃料」とあるのは「液体燃料」と読み替えるものとする。</p> <p>エ 火災の危険範囲内及びその範囲から周囲1m以内の床面を防火性能を有する材料（準不燃材料等）で覆うこと。</p> <p>オ エの床面に可燃物がある場合には、JISA1323に適合する工事用シートで防火上有効に覆う等の措置を講じること。</p>
	<b>危険物品持込み</b>	<p>1 従業員等による監視体制が講じられていること。</p> <p>2 消火器具を設けること。</p> <p>3 解除される範囲は、次に掲げるものであること。</p> <p>(1) 危険物 指定数量の100分の1未満であること。</p> <p>(2) 可燃性固体類及び可燃性液体類 条例別表第8に定める数量の100分の1未満であること。</p> <p>(3) 可燃性ガス容器（高圧ガス保安法の適用を除外される液化ガスに限る。） ガス総質量が5kg以下であり、かつ、容器の総容量がガス質量5kg以下であること（容器の個数は問わないものとする。）。ただし、大空間を有するスタジオにおいて、高圧ガス保安法の適用を受ける容器（容量2kg以下）を持ち込む場合は、次に掲げる要件を満たしていること。</p> <p>ア 使用するホースは、外圧によりつぶれない構造であること。</p> <p>イ 容器の転倒防止措置が図られていること。</p> <p>ウ 容器は、連結して使用しないこと。</p> <p>(4) 火薬類（打上煙火を除く。） 火薬類の原料である火薬又は爆薬の量により、1回当たり次の個数以下であること。</p> <p>ア 0.1g以下のものは、50個</p> <p>イ 0.1gを超え15g以下のものは、10個（大空間を有するスタジオに限り、5gを超える火薬類を使用しない場合には、20個とすることができる。）</p>

備考 大空間を有するスタジオとは、次に掲げる3つの要件を満たしているスタジオをいう。

- 1 空間の高さが8m以上であること。
- 2 撮影スタッフ等の関係者以外の者（エキストラ、公開録画による観客等を含む。）の出入りがないこと。
- 3 大道具等のセットが設けられていないこと。